

## 第 21 期 研修講師養成「中央実習」開催要項

1. 目的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進をめざし、ご親教「念仏者の生き方」をもととして、教学をはじめ、現代社会から問われる具体的な諸課題を学び、話し合い法座を実践し、「連研」や僧侶研修会の企画運営、さらには各種研修会において、一人ひとりの苦悩に応えることのできる、幅広い研修講師の養成充実を図る。
2. 開催期間 2025(令和 7)年度より 2027(令和 9)年度までの 3 カ年度
3. 開催期日 [1 年次] 第 1 回 2025(令和 7)年 6 月 10 日(火)～13 日(金) 4 日間  
[1 年次] 第 2 回 2025(令和 7)年 12 月 9 日(火)～12 日(金) 4 日間  
[2 年次] 第 3 回 2026(令和 8)年 6 月 9 日(火)～12 日(金) 4 日間 < 予定 >  
[2 年次] 第 4 回 2026(令和 8)年 12 月 22 日(火)～25 日(金) 4 日間 < 予定 >  
[3 年次] 第 5 回 2027(令和 9)年 6 月 8 日(火)～11 日(金) 4 日間 < 予定 >  
[3 年次] 第 6 回 2027(令和 9)年 12 月 21 日(火)～24 日(金) 4 日間 < 予定 >  
※開催期および開催方法については、変更の場合があります。
4. 会場 聞法会館および各現場実習会場等  
※第 5 回については、築地本願寺にて開催予定
5. 募集人数 40 名
6. 実習費用 1 回の実習につき、¥35,000.-[@35,000(食費・宿泊費等)×6 回]  
※各回の実習受付時に徴収。
7. 実習内容 (1)教学、差別をはじめとする現代の諸課題の学び、ならびに話し合い法座の実践、その他  
(2)現場実習  
※各自事前に日程を調整し、2 年次から 3 年次の間に出向すること。実習の概要等詳細については別途通知いたします。  
①「門徒推進員中央教修」への出向(1 回以上)。  
②各組開催の「連研」および「御同朋の社会をめざす運動推進僧侶研修会」への出向(各 1 回以上)。  
③その他  
同和問題に取り組む宗教教団の連帯会議(「同宗連」)基礎講座等への参加。
8. 実習課題 実習にあたり、次のレポートを提出すること  
(1)願書提出時の出願レポート(1,200 字程度)  
(2)年度途中の各回課題レポート(1,200 字程度)  
(3)年度終了時の年次課題レポート(1,200 字程度)  
(4)現場実習(「門徒推進員中央教修」を除く)出向レポート(800 字程度)  
(5)その他、必要に応じたレポート
9. 応募資格 1980(昭和 55)年 4 月 1 日から 2000(平成 12)年 4 月 1 日生まれ(2025 年 4 月 1 日現在 25 歳から 45 歳まで)の教師で、所属教区の教務所長ならびに「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会(以下「教区委員会」という)委員長が推薦する者。

また、3カ年度間連続して受講可能で、指定された課題を履修可能な者。なお、研修講師名簿に登録されている者は除く。

10. 応募方法 所属教区教務所長ならびに教区委員会委員長の推薦を得て、下記書類(所定の用紙に限る)を完備のうえ門信徒教化部へ提出する。受講を希望される方はまず、所属教区教務所までご連絡ください。
- (1) 受講願
  - (2) 履歴書
  - (3) 出願レポート [400字詰め原稿用紙縦書3枚程度]
- ※出願レポートは1部提出のうえ、データを門信徒教化部メールアドレス宛に送信ください。  
[門信徒教化部メールアドレス：[monshintou@hongwanji.or.jp](mailto:monshintou@hongwanji.or.jp)]

《出願レポートテーマ》

「社会にあるさまざまな問題の中から、あなたが関心のある課題について、念仏者としてのあなたの思いを述べてください」

11. 募集締切 2025(令和7)年2月28日(金)：門信徒教化部必着
12. 選考方法 提出書類の精査、出願レポートの審査を行い、実習生を決定する。
13. 待遇
- (1) 名簿登録について
    - ① 採用され、誓約書を提出した者は「中央実習生」に登録する。
    - ② 全課程修了者は門信徒教化部備付の「研修講師名簿」に登録し、当該教区教務所長ならびに教区委員会委員長に通知する。
    - ③ 「研修講師名簿」に登録された者は、御同朋の社会をめざす運動の推進者として自覚のもと、組連研、僧侶研修会、門徒推進員中央教修等、各種研修会等に講師、スタッフとして積極的に参画するものとする。
  - (2) 経費について
    - ① 中央実習受講にかかる交通費は実習生負担とする。但し、往復交通費が50,000円を超える場合は、その超過分を宗派より支給する。
    - ② 現場実習のうち、門徒推進員中央教修への出向については、往復交通費および当該期間中の宿泊費・食費を宗派にて負担する。
    - ③ 上記の他、組連研等各現場実習への出向にかかる経費については、実習生の負担とする。
  - (3) 欠席について
    - ① 各回とも全日程の履修をもって出席と認める。(遅参・早退不可)。
    - ② 実習生本人の病気および親族の葬儀等、やむを得ない事情に限り、1回の欠席を認める。その場合は、次期開催の中央実習を1回補講として受講するものとする。なお妊娠・出産・産褥期についてはこの限りではない。
    - ③ 欠席者は、指定された欠席レポートを提出する。
    - ④ 妊娠・出産・産褥期については、これを欠席扱いとせず、欠席レポートも求めない。その場合は本人の申し出により最大2期の補講をもって研修を修了することができるものとする。
    - ⑤ 2年次および3年次の現場実習への欠席は原則として認めない。
  - (4) その他
    - ① 許可なく中央実習を欠席、または理由なくレポートの提出に遅延があった場合は、名簿登録を抹消する。
    - ② 3年次修了時の年次課題レポートの提出に遅延があった場合は、名簿登録を抹消する。